

御嵩町分別収集計画

(第10期)

令和4年6月

御 嵩 町

目 次

1. 計画策定の意義	1 ページ
2. 基本的方向	1 ページ
3. 計画期間	1 ページ
4. 対象品目	1 ページ
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2 ページ
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2 ページ
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3 ページ
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4 ページ
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5 ページ
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5 ページ
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6 ページ
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6 ページ

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行することが重要であります。

本町では、町民から出されたごみを効率的かつ安定的に処理する体制を構築するために、平成9年8月からペットボトル、平成10年4月から発泡スチロール、トレイの分別収集を「御嵩町リサイクル事業」として開始し、その後、新たな収集品目の設定等を行い、平成15年4月から「御嵩町分別収集事業」として全町的に取り組んでいます。さらに分別収集品目を増やし、平成26年6月からはプラスチック製容器包装（発泡スチロール、トレイを含む）を指定袋での分別収集を開始するなど廃棄物排出を抑制し、一層のリサイクルを進めています。

また、本町は、平成25年3月に低炭素社会の実現に向け目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市として、国の「環境モデル都市」に選定されたことを受け、温室効果ガスの削減を目標に掲げ、ライフスタイルの転換や家庭におけるリサイクルの徹底などを積極的に進めています。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たって、御嵩町一般廃棄物処理基本計画で掲げる「ごみにしない暮らしを誇りにするまち」を将来像に掲げ、「発生抑制」、「資源化」、「適正処理」の3つの基本方針のもと、基本的方向を次のように示します。

- ① 町民参加型のごみ減量化と資源化物を含むごみ発生抑制、リサイクル運動の推進
- ② 自然環境、廃棄物処理施設への負荷を配慮した快適な地域社会づくりの構築
- ③ 環境教育・啓発活動の充実

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発泡スチロール、トレイ含む）を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
容器包装廃棄物	802	796	788	780	773

容器包装廃棄物の排出量見込みの算出根拠は、ごみの総排出量の予測（令和3年度の総排出量の実績に、令和5年度から9年度の人口変動率を乗じたもの。）に、全国の統計で得られた廃棄物の容量に占める容器包装の割合（令和元年度から令和3年度の湿重量比の平均で25.3%）を乗じた数字としました。（容器包装廃棄物については、その全てが分別されて排出されているわけではなく、可燃ごみ等の中に混入されている可能性も高いため、焼却ごみや分別収集、集団資源回収も含めたごみの総排出量の割合から排出量を推計しています。）

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため町民・事業者・町がそれぞれの立場から相互に協力し、連携を図ります。

また、今後、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、御嵩町廃棄物減量等推進審議会等により、町民や事業者の意見を反映してよりきめ細かい取組みを進めます。

（1）環境教育、啓発活動の充実

- ① 学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会など可茂衛生施設利用組合と連携し、また、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらいます。さらに、ごみの排出抑制、分別排出（ごみの適切な出し方）、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育活動に積極的に取り組みます。
- ② 広報紙、チラシなどによるごみの排出量抑制、分別排出などの普及に関する啓発活動を積極的に進めます。

（2）快適な地域社会づくり、資源回収システムの推進

- ① 自治会等地域での分別収集ステーション回収を引き続き推進するとともに、リサイクルステーションについて周知していきます。
- ② 町内のスーパー、小売店等に対しリサイクル、分別回収等の協力を引き続き呼びかけます。
- ③ 民間活力を利用した資源回収の推進として、更なるごみの分別により、紙類・繊維類・金属類・びん類を有価物として引き渡した団体等に対し補助金を交付する制度を引き続き実施していきます。

（3）ごみにしない暮らし、使い捨て容器包装の削減

- ① マイボトル・マイ箸の持参促進として、レジャーの時以外にも水筒やマイ箸などを持参するよう呼びかけ、使い捨て容器包装の削減に努めます。
- ② 事業系一般廃棄物の減量化のため、分別・資源化に関するチラシ等を作成し、周知啓発を行います。

**7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)**

処理施設の整備状況及びごみの排出量等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表の左欄のとおりに定めます。

また、町民の協力度、御嵩町が有する収集器材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 — 再利用びん 	無色のびん 茶色のびん その他色のびん 再利用びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてペットボトル（ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの）	無色のペットボトル 有色・その他のペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	上記以外のプラスチック製容器包装（発泡スチロール、トレイを含む）

本町の場合、プラスチック製容器包装として発泡スチロール、トレイも併せて指定袋で回収します。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

項目	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	6		5		5		5		5	
主としてアルミ製の容器	10		10		10		10		10	
無色のガラス製容器	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 14	(引渡し量) 0	(独自処理量) 14	(引渡し量) 0	(独自処理量) 14	(引渡し量) 0	(独自処理量) 14	(引渡し量) 0	(独自処理量) 14
茶色のガラス製容器	(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 11	(引渡し量) 0	(独自処理量) 11	(引渡し量) 0	(独自処理量) 11	(引渡し量) 0	(独自処理量) 11	(引渡し量) 0	(独自処理量) 11
その他のガラス製容器	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5	
	(引渡し量) 0	(引渡し量) 5	(独自処理量) 0	(独自処理量) 5	(引渡し量) 0	(独自処理量) 5	(引渡し量) 0	(独自処理量) 5	(引渡し量) 0	(独自処理量) 5
再利用びん	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 3	(引渡し量) 0	(独自処理量) 3	(引渡し量) 0	(独自処理量) 3	(引渡し量) 0	(独自処理量) 3	(引渡し量) 0	(独自処理量) 3
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	16		16		15		15		15	
主として段ボール製の容器	73		73		72		71		70	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 2	(引渡し量) 0	(独自処理量) 2	(引渡し量) 0	(独自処理量) 2	(引渡し量) 0	(独自処理量) 2	(引渡し量) 0	(独自処理量) 2
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 9	(引渡し量) 0	(独自処理量) 9	(引渡し量) 0	(独自処理量) 9	(引渡し量) 0	(独自処理量) 9	(引渡し量) 0	(独自処理量) 9
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 75		(合計) 75		(合計) 74		(合計) 73		(合計) 73	
	(引渡し量) 75	(独自処理量) 0	(引渡し量) 75	(独自処理量) 0	(引渡し量) 74	(独自処理量) 0	(引渡し量) 73	(独自処理量) 0	(引渡し量) 73	(独自処理量) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
17,683人 (対前年比99.2%)	17,542人 (対前年比99.2%)	17,367人 (対前年比99.0%)	17,193人 (対前年比99.0%)	17,021人 (対前年比99.0%)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、容器包装廃棄物の収集品目の追加等を行い「御嵩町分別収集事業」として、平成15年4月から全町的に取り組んでいます。現在、学校PTA、子ども会等による資源集団回収は、アルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボール製容器について回収の日程の調整等に努め、より一層の回収促進を進めるとともに、自治会や御嵩町生活学校、福祉施設あゆみ館による分別収集の促進も進めています。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色のびん	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他のガラス製容器	その他色のびん		
	再利用びん	生きびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	段ボール製容器	段ボール		
	その他紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	上記以外のプラスチック製容器包装（発泡スチロール、トレイを含む）		

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

自治会や御嵩町生活学校、福祉施設あゆみ館での分別収集のリサイクルステーションに排出された容器包装廃棄物は、委託業者の運搬車により回収します。

- ① 缶類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール等のプラスチック製容器包装については、民間業者の施設を利用して、選別、圧縮、保管します。
- ② びん類については、民間業者の施設を利用して、選別、保管します。
- ③ 紙パック、段ボール製容器、紙製容器包装については、民間業者の施設を利用して、圧縮、梱包、保管します。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

1 分別収集の推進を図るうえで必要な事項

分別収集を円滑でより効率的に行うため、各自治会に設置する分別指導員や廃棄物減量等推進員と協議をしながら、町民や事業者の意見等を反映し、普及啓発をします。

- ① 分別収集地域啓発に関すること。
- ② ごみ排出及び自治会分別ステーションに関すること。
- ③ ごみ排出状況、資源物排出の指導及び連絡に関すること。

2 資源集団回収の促進に必要な事項

学校 P T A、子ども会等団体等よる段ボール製容器、飲料用紙容器、アルミ製容器のほか、再利用びんの資源集団回収に対して引き続き促進のための奨励金を交付し、ごみの減量化、資源化を推進します。

3 分別収集を充実するために必要な事項

- ① 分別指導員会議の開催、広報紙を通じての周知
- ② ごみ処理の仕方等を説明するパンフレットの作成・配布
- ③ 分別収集によるごみ減量の効果の公表

4 その他必要と考えられる事項

- ① 町民参加型のリサイクル活動を積極的に進めていきます。
- ② 廃棄物減量等推進審議会を中心に廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等についての審議を進める。
- ③ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時に反映させる。